

選挙における代理投票等について

1 選挙等の種類

①選挙

国	地方公共団体	
	県（※1）	市町（※1）
衆議院議員・参議院議員選挙（比例代表を含む。）	県知事選挙、県議会議員選挙	市町長選挙、市町議会議員選挙

※1 他に、海区漁業調整委員会の委員の選挙など

②国民審査

最高裁判所裁判官国民審査

③投票

国	地方公共団体	
	県（※3）	市町（※3）
①憲法改正国民投票	①直接請求に基づく投票（地方公共団体の議会の解散の投票、地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票〔リコール〕）	
②憲法第95条に基づく住民投票（※2）	②住民投票条例に基づく住民投票	

※2 一の地方公共団体のみ適用される特別法制定の投票

※3 他に、海区漁業調整委員会の委員の解職の投票など

2 選挙において投票を支援する制度

○投票の原則：投票用紙に候補者名を自書し、投票箱に入れる。

①点字投票	点字用の投票用紙に <u>点字器</u> を用いて記入し、投票する。
②代理投票	<u>投票所の係員</u> が、身体が不自由で字が書けない者に代わり、 <u>本人の指示通りに投票用紙に記入</u> し、投票する。
③郵便等による不在者投票	①身体障害者手帳保持者 ②戦傷病者手帳保持者 ③要介護認定が「要介護5」の者について、 <u>投票用紙を郵送</u> する形で投票する。